

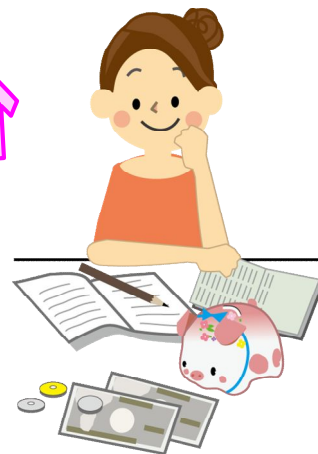


清流

平成27年11月
静岡市第5支部
共同実施だより
第41号

財務担当者会の活動紹介

第5支部の共同実施では、市費事務員7名に市費事務員未配置校の県費事務職員4名を加えた計11名で財務担当者会を行っています。「学校預かり金」の適正化・効率化を図ることを目的に、学校預かり金システムの共通理解や日々の情報交換などを行っています。また、一人職の課題でもある異動時の「漏れのない円滑な引継」を目指し、引継書の形式や引継方法も検討しています。



更に、前期末と年度末には、会計の中間報告や決算・監査に備えて、会計簿を持ち寄り不備がないか相互チェックを行います。事務員・事務職員が校内に一人しかいなくても、同業者の複数の目で確認し合うことで、不正経理の防止はもちろん、不適切な会計処理も未然に防いだり是正したりすることができます。



用務員の環境整備共同作業 in 藁中

前回(第40号)でご紹介した、夏の南藁科小学校&中藁科小学校に続き、10月20日(火)に藁科中学校で樹木剪定の共同作業が行われました。



校地内に生える木々がとても多く、これまで一人では伐採しきれなかったのが、みんなで協力することでスッキリしました♪

用務員の皆さん、ありがとうございました！

交通事故と懲戒処分



忘・新年会など、何かとお酒を飲む機会が増える年末年始は、飲酒運転による交通事故も増加する傾向にあります。

また、帰省や初詣等に伴う交通量の増加や、それらの渋滞に巻き込まれることによるイライラ、更には積雪・凍結による道路環境の悪化など、危険が一杯です。

「飲んだら乗らない！乗らせない！」の徹底など、交通安全に努めましょう。

静岡市教育公務員懲戒処分等の基準(平成25年1月1日施行)より、交通事故部分を抜粋

No.	処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	
1	危険運転致死傷	○	○			
2	飲酒運転	危険運転により人を死傷させた場合	○	○		
		飲酒運転で人を死亡させ、又は傷害を負わせた場合	○			
		飲酒運転で物の損壊に係る交通事故を起こした場合	○			
		飲酒運転をして摘発された場合	○			
		飲酒運転をする恐れがある者に対し、あえて酒を勧め、又は当該恐れのある者が運転する車両にことさらに同乗した場合	○			
3	人身事故	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせ、措置義務違反をした場合	○	○		
		人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	○	○	○	
		人に傷害を負わせ、措置義務違反をした場合		○	○	
		人に傷害を負わせた場合			○	○
4	物損事故	無免許運転により物の損壊に係る交通事故を起こし、措置義務違反をした場合	○	○		
		著しい速度超過等の悪質な交通法規違反により物の損壊に係る交通事故を起こし、措置義務違反をした場合		○	○	
5	交通法規違反	無免許運転をした場合	○	○	○	○
		著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合		○	○	○

◇ 過失の程度や事故後の対応等も情状して考慮の上判断する。

◇ 飲酒運転は原則として免職とする。

上の表は、静岡市の教職員に対する交通事故に係る懲戒処分等の基準です。原則として免職となる飲酒運転のような重大事犯までいかなくても、誰もがやってしまう可能性がある(?) ケースとして、「著しい速度超過」があります。



「著しい速度超過」とは、警察に摘発されれば“一発免停”となる、法定最高速度を一般道で 30 km/h 以上（高速道路で 40 km/h 以上）超過する行為で、ほとんどの場合は懲戒処分の一手手前の「訓告」となるそうですが、超過速度によっては「戒告」以上となる場合もあります（「戒告」になってしまうと、給料こそ減らないものの、次回の昇給では通常なら 4 号昇給するところを半分の 2 号に抑制されるため、生涯賃金や将来の退職手当にも影響します）。

また、懲戒処分とは異なりますが、免停になると、1 年間は出張時に自家用車の公務使用ができなくなります。

スピードの出し過ぎにはくれぐれも注意しましょう！